

(別紙6)

印刷管理システム導入・運用・保守業務プロポーザル  
評価基準

令和6年12月

塩尻市

## 印刷管理システム導入・運用・保守業務プロポーザル 評価基準

### 1. 審査対象及び審査項目

#### 1.1 審査対象

審査対象となる提案書等は下記の要件をすべて満たした提案等であること。

- ・企画提案募集要項に基づく手続きを行い、参加資格の要件をすべて満たすこと。
- ・別紙3「見積総括表」の金額が、提案上限額を超えていないこと。

#### 1.2 審査項目及び配点

審査項目及び配点については、次の表のとおりとする。

審査	審査内容 (対象)	審査者	配点	
一次審査	①提案評価 (提案書)	審査員	書類点	900点
	②システム評価 (機能要件一覧表)	事務局	機能点	250点
二次審査	③プレゼンテーション評価 (プレゼンテーション・実機審査)	審査員	提案点	1100点
	④価格評価 (見積書)	事務局	価格点	1750点

#### 1.3 事務局採点

事務局の評価項目は、②システム評価、④価格評価の2項目とする。

#### 1.4 審査員

審査員は調達に必要な専門知識を持った者を選定し、その都度調達にかかる専門部会又は委員会を構成し、その構成員を審査員とする。

#### 1.5 審査員評価

審査員の評価項目は、①提案評価、③プレゼンテーション評価の2項目とする。

## 2. 審査方法

### 2.1 審査の流れ

審査の流れは次のとおりとする。

提案書提出



①提案評価：審査員による提案書審査→書類点

②システム評価：事務局による機能要件一覧表の計算→機能点



一次審査採点：事務局により評価点を算出

一次評価点＝書類点＋機能点



二次審査対象の提案を選定（上位3者以内）



③プレゼンテーション評価：審査員によるプレゼンテーション・実機審査→提案点

④価格評価：事務局による見積書の採点→価格点



二次審査採点：事務局により評価点を算出

評価点＝一次評価点＋提案点＋価格点



提案評価順位決定

### 2.2 審査基準

審査員の実施する審査における審査基準及び基礎点は次のとおりとする。

評価基準	基礎点
非常に優れた提案	10点
優れた水準の提案	7点
市が想定した水準	5点
低い水準の提案	3点
非常に低い提案	1点

#### 2.2.1 審査項目の点数

各審査項目の採点は、基礎点×加算率（重み）で算出する。

### 2.3 審査

審査は評価点（書類点＋機能点＋提案点＋価格点）をもって決定する。

審査の評価方式は加算方式とする。

評価点と同点の場合、価格点の上位を採用する。

### 2.3.1 提案評価

各社の提出した提案書について、各審査員が評価基準に基づき審査を行う。  
書類点は各審査員の書類点の平均とする。

### 2.3.2 システム評価

システム評価を事務局で実施する。

「機能要件一覧表」の回答に対し、以下の内容にて基礎点を換算する。

なお、機能要件項目毎に、必須要件、要望要件を設定し、かつ加算率（重み）を設定する。  
必須要件の加算率を2、要望要件の加算率を1として評価を行う。

評価基準	基礎点
対応可能なもの。	5点
対応には追加費用を必要とするもの。	2点
対応不可能なもの。	0点

評価の合計を評価基礎点とし、基礎点×加算率（重み）で算出する。

機能点は次のとおり算出する。

機能点 = (評価基礎点 / 項目の満点の合計) × 250点 (小数点以下は切り捨て)

### 2.3.3 プレゼンテーション評価

各社のプレゼンテーション及び実機審査に参加し、提案した内容について、設定した審査項目を評価基準に基づき審査を行い、提案点を算出する。

### 2.3.4 価格評価

価格評価は提案上限額を上限とし、その金額を超えた場合は失格とする。

提案見積額は価格の低い方が高得点とする。

提案見積額から価格点を算出する。

価格点は次のとおり算出する。

価格点 = (1 - 提案見積額 ÷ 提案上限額) × 1750点

## 3 審査結果の決定

審査結果の決定は、評価点を持って決定する。

評価点の評価方式は加算方式とする。

評価点 = 書類点 + 機能点 + 提案点 + 価格点

評価点の一番高い提案を選定する。

評価点が高点の場合、価格点の上位を採用する。

以上